

報告第 2 1 号

専決処分の報告について《保育所児童送迎車両物損事故（大宮町河辺 R6. 7. 16）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 0 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第17号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月18日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市大宮町河辺地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和6年7月16日、京丹後市大宮町河辺地内において、本市の大宮北保育所児童送迎車両運行業務を受託している事業者が、児童送迎のため府道間人大宮線を走行中、対向車を確認し接触しないよう左寄りで走行していたところ、送迎車両左側のサイドミラーが駐車中の相手方車両に接触し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 63,085円

3 損害賠償の相手方 京丹後市弥栄町在住 個人